

交通不便地域指定変更申請 及び地域公共交通計画変更届出（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）について

1 報告要旨

- ・本協議会においては、地域交通3地区（坪沼、新川、秋保）及び仙台都心循環線の運行経費の財源として、令和8年度事業（補助対象運行期間：令和7年10月～令和8年9月）も引き続き、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（以下「フィーダー補助」とする。）を活用している。
- ・このうち、坪沼地区で運行する乗合タクシー「つぼぬま号」について、令和8年4月1日から営業区域の一部を縮小することとなった。
- ・坪沼地区においては、フィーダー補助を活用するため、令和5年5月に国土交通省東北運輸局長による交通不便地域指定を受けているため、上記変更に伴い、**①指定を受けている交通不便地域の区域の変更を東北運輸局長あて申請**する。（資料6-2参照）
- ・また、令和8年度事業のフィーダー補助活用に係る地域公共交通計画については、令和7年5月に国土交通大臣に認定を受けているが、営業区域が変更となることから、当該補助の交付要綱及び実施要領の規程に基づき、**②地域公共交通計画変更届出を国土交通大臣あて提出**する。（資料6-3参照）

2 今後の予定

- ・上記①及び②の手続きを進め、令和8年4月より、変更した地域公共交通計画に基づき事業を実施する。

R7年度												R8年度										R9年度							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月				
		計画認定申請			計画認定						①交通不便地域指定変更申請 ②地域公共交通計画変更届出								交付申請			一次評価（自己評価）	交付決定・額確定	二次評価	補助金受入れ				
		第1回附議														今回報告		変更した計画に基づき事業実施 R8年4月～9月											
R8年度事業 補助対象運行期間 R7年10月～R8年9月																													